

# 商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・自動つみたて定期預金 〈一般型/目標日指定型〉 (愛称) 《いずみ》
2. 期間	・口座に預入れられた1件毎の定期預金について、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。  ・同一日にお預入れ(自動継続される場合も含まれます。)された定期については、合算して1件の定期預金にします。 なお、お預入れ時に、すでにお預入れ日(自動継続されている場合は継続日)からのお預入れ期間が2年11カ月を超える期日指定定期がある場合は、その元利金の合計額とお預入れ金額とを合算し、1件の定期預金にします。  ・なお、積立口座の契約期限(目標日)として、お預入れ日以後の日を、任意に指定することができます。
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客さま
4. お預入れ方法	・この預金については、すでに新規の口座開設の受付を中止しました。 ただし、すでに口座をお持ちのお客さまの追加の預入れは、引続き取扱っています。
(1) お預入れ方法	・あらかじめ指定した日に、普通預金または当座からの口座振替によって3年後の応当日を満期日とする期日指定定期またはスーパー定期として、預入れることができます。 また、随時に預入れることもできます。  ・口座振替の場合、振替指定日が銀行休業日の場合も振替指定日当日に振替えを行います。また、総合口座取引による貸越を利用しての振替えは行いません。
(2) お預入れ金額	・1千円以上1円単位。
5. 払戻方法	・当行の国内本支店窓口(原則として、その定期預金をお預け入れいただいている取引店に限ります。)で、この口座に預け入れられた1件毎の定期預金の満期日以後に、元金と利息を払戻します。  ・期日指定定期として預入れている場合、お預入れ日の1年後の応当日から最長預入期限(3年)までの間の任意の日を満期日に指定し、1万円以上の金額を払戻することができます。  ・目標日の指定がある場合は、目標日以後に元金と利息を払戻します。  ・この預金口座が総合口座取引の担保として組み入れられている場合には、定期預金の解約元利金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。
6. 利息 (1) 適用金利	・この口座に預け入れられる期日指定定期とスーパー定期については、そのお預入れ日・お預入れ金額・お預入れ日数に応じて、店頭表示の利率を適用します。 (注)それぞれの定期預金の満期日の定め方については、窓口におたずねください。

<p>(2) 利息支払</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 課 税</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各定期預金の満期日前の解約時、また、満期日を過ぎての解約時に適用される利率については、それぞれ期日指定定期またはスーパー定期の定めによります。</li> <li>・この口座に預け入れられた各定期預金の利息は、前記5の方法により支払う以外は、この口座に定期預金として再び預け入れられます。</li> <li>・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、期日指定定期またはスーパー定期に定める方法により、利息を計算します。</li> <li>・個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315% (※))、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 (※) 復興特別所得税が付加されております。</li> <li>・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)の取扱を受けることができます。 なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。</li> </ul>
<p>7. 手数料</p>	<p>_____</p>
<p>8. 付加できる特約事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまの場合、一般型については、この口座を総合口座取引の担保として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(当座貸越といいます。)を利用することができます。 なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。</li> <li>・この預金口座と、《りぼん》または《ベスト・ユニット》を同時に総合口座取引の担保に組み入れることはできません。</li> </ul>
<p>9. 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>_____</p>
<p>11. 権利行使上の制限・中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、期日指定定期・スーパー定期それぞれ定める方法により計算された利率を適用します。</li> </ul>
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>_____</p>
<p>13. 当行の契約する指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>14. その他の説明事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金については、すでに新規口座開設のお取扱いを中止しました。</li> </ul>